平成２４年（フ）第１５８号
北海道足寄郡足寄町下愛冠４丁目40番地２
債務者　新津　文雄
１　決定年月日時　平成24年７月19日午前９時
２　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　免責意見申述期間　平成24年10月11日まで
５　免責審尋期日　平成24年10月18日午後２時
釧路地方裁判所帯広支部破産係

破産手続廃止

平成２３年（フ）第２０８号
茨城県かすみがうら市宍倉6207番地の９
破産者　有限会社三喜寿司
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
水戸地方裁判所土浦支部破産再生係

平成２３年（フ）第２３３号
群馬県前橋市二之宮町1616番地２
破産者　須賀　好美
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第４０２号
群馬県北群馬郡榛東村大字新井2924番地３
破産者　小川　篤志
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２３年（フ）第１２号
三重県尾鷲市栄町２番２号
破産者　山本　豪之
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第４６号
三重県尾鷲市北浦町１番４号
破産者　有限会社ニューポートホテル
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第４９号
三重県尾鷲市矢浜１丁目８番８号
破産者　田中　　宏
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第５３号
三重県尾鷲市野地町３番９号
破産者　山城　遵義
１　決定年月日　平成24年７月17日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
津地方裁判所熊野支部

平成２３年（フ）第２８００号
札幌市手稲区前田９条10丁目３番13号
破産者　株式会社河部ガラス
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第１０７１号
札幌市西区西野４条６丁目１番１号
破産者　医療法人社団東仁会
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２４年（フ）第２６７号
埼玉県飯能市大字笠縫384番地５
破産者　株式会社タイセイ
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
さいたま地方裁判所川越支部

平成２３年（フ）第４３６号
千葉県成田市新妻267番地５
破産者　中田　健一
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２４年（フ）第７９号
千葉県印旛郡栄町三和176番地
破産者　石井　　勝
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
千葉地方裁判所佐倉支部

平成２３年（フ）第６６２５号
秋田県能代市扇田字扇渕３番地５
破産者　株式会社大久保製作所
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第８５４号
東京都足立区青井３丁目24―２―402
破産者　谷本　広志
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２４年（フ）第４９００号
東京都渋谷区渋谷３丁目７番２号
破産者　インデュース株式会社
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所民事第20部

平成２３年（フ）第１３８９号
東京都町田市野津田町1940番地35
破産者　有限会社湖城塗装
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１３９０号
東京都町田市木曽東４丁目17番24号小池ハイツ303
破産者　湖城　幸則
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
東京地方裁判所立川支部民事第４部

平成２３年（フ）第１８０号
岐阜県高山市松之木町294番地の４　スカイハイツサンベリー303号室、住民票上の住所岐阜県多治見市明和町２丁目97番地の５
破産者　倉地　勝彦
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
岐阜地方裁判所多治見支部

平成２３年（フ）第１４７号
静岡県伊豆市瓜生野202番地の１
破産者　株式会社スギ工務店
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
静岡地方裁判所沼津支部民事部破産係

平成２４年（フ）第５６５号
名古屋市東区矢田１丁目４番６号
破産者　株式会社加藤石油店
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２４年（フ）第６１４号
名古屋市中村区名駅２丁目40番11号
破産者　株式会社整体Ｓａｌｏｎ　Ｓｏｌｅｉｌ
１　決定年月日　平成24年７月18日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
名古屋地方裁判所民事第２部